

消 防 予 第 8 8 号
令和元年7月24日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について

標記の件については、「エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について」(平成30年7月23日付け消防予第477号)により注意喚起をお願いしているところです。

下記対象製品については、これまでに約72,662本が回収されており、近年は事故認知件数も減少傾向となっておりますが、破裂事故による人的被害も確認されていることから、各機関におかれましては、下記事項に留意し、継続的に注意喚起をお願いします。(別添1『エアゾール式簡易消火具』事故発生状況参照)

また、破裂事故を覚知した場合は、「消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について」(平成22年3月31日付け消防予第156号 消防危第50号)及び「消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故に係る情報の消防庁への報告について」(平成22年6月7日付け事務連絡)に基づき、報告をお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知いただくようお願いいたします。

記

1 対象製品

ヤマトプロテック株式会社製「ヤマトボーイKT」及び「FMボーイk」のうち、別添2の製造ロット番号に該当するもの。

2 事故原因

当該エアゾール式簡易消火具の消火薬剤により、アルミニウム製容器の内面の腐食が進行し、容器板厚が薄くなるとともに、腐食反応により発生した水素ガスにより容器内圧が高まり破裂するもの。

3 廃棄処分方法

当該エアゾール式簡易消火具は、消火薬剤を放射することで、容器内の圧力が下がり破裂の危険が排除されるため、ヤマトプロテック株式会社は別添2により消費者自身での薬剤放出及び廃棄処分を依頼している。(ただし、消費者自身で薬剤放出等をできない場合は回収により対応。)

4 その他

- (1) 広報等に使用するため、別添2のパンフレットが必要な場合は、下記の連絡先に必要部数、送付先等を連絡してください。

ヤマトプロテック株式会社 お客様相談窓口 0120-801-084

- (2) 当該製品の破裂事故は、気温の上昇とともに増加する傾向があります。

各機関におかれましては、火災予防運動や各種行事の機会をとらえた注意喚起のほか、地域の広報誌、回覧板、ホームページ等への掲載など、引き続き広報活動にご協力いただきますようお願いいたします。

〈連絡先〉

消防庁予防課予防係 吉田 西出

電 話 : 03-5253-7523

F A X : 03-5253-7533